

佐賀市いじめ防止基本方針

平成27年2月
(令和6年3月改定)

佐 賀 市

目 次

I 佐賀市いじめ防止基本方針の策定	1
1 策定の意義	1
2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方	1
II いじめの防止等のための組織	2
1 学校問題解決サポート事業実務者会議	2
2 学校問題解決サポート事業専門チーム	3
3 いじめ防止対策委員会	4
III いじめの防止等のための市の取組	4
1 学校の取組への指導・支援	4
(1) 学校いじめ防止基本方針	
(2) 教職員の研修等	
① いじめへの対応力の向上を図る教職員研修の推進	
② いじめ問題の解決へ向けた資料等の活用	
(3) いじめの未然防止	
① 道徳教育・人権教育の改善・充実	
② わかる授業づくり	
③ 児童生徒の自主的な取組への支援	
④ いじめ・いのちを考える日の設定、取組	
⑤ 学級活動や学校行事等における「居場所づくり」「絆づくり」	
⑥ インターネットを通じて行われるいじめの防止	
(4) いじめの早期発見・早期対応	
① 相談体制の拡充	
② 実態把握の改善	
③ いじめに対する措置への指導・支援	
(5) いじめの再発防止	
① 「いじめの解消」の周知徹底	
② いじめ問題における学校評価の運用	
2 警察との連携	7
(1) 学校問題解決サポート事業	
① 実務者会議	
② 専門チーム	

(2) スクールサポーターの配置		
3 家庭・地域の取組への支援	7
(1) 相談窓口等の周知		
(2) 情報モラルの啓発		
(3) いじめ問題の理解を深めるための広報啓発		
(4) 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築		
(5) 子どもへのまなざし運動の推進		
(6) 家庭・地域の学校運営への参画		
4 県教育委員会との連携	8
IV 重大事態への対処	8
1 市教育委員会又は学校による調査	8
(1) 重大事態の発生及び調査		
① 重大事態の報告		
② 調査の趣旨		
③ 調査主体		
④ 調査の実施		
⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施		
2 調査結果の提供及び報告	10
(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供		
(2) 調査結果の報告等		
3 調査結果の報告を受けた市長による再調査	11
4 再調査の結果を踏まえた措置等	11
V 施策等の点検・評価及び基本方針の見直し	11
1 施策等の点検・評価	11
2 基本方針の見直し	11
別紙 佐賀市立〇〇学校いじめ防止基本方針：骨子イメージ	12

改定履歴

発行：平成 27 年 2 月

改定：令和 6 年 3 月

I 佐賀市いじめ防止基本方針の策定

1 策定の意義

いじめは、人権の侵害であり、子どもの身体や人格を傷つけ、時として死にも至らしめるものであることから、絶対に許されない。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人一人の大人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりで取り組むべきものである。

市教育委員会では、これまで、①いじめの未然防止、②いじめの早期発見・早期対応、③いじめの再発防止に取り組んできた。平成24年11月には「いじめ問題への対応」を作成し、各学校の生徒指導で活用してきたところである。

平成25年9月28日には、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下、「法」という。）が施行された。そこで、佐賀市では、法第11条に規定するいじめ防止基本方針（以下、「国基本方針」という。）及び佐賀県いじめ防止基本方針（以下、「県基本方針」という。）を参酌し、さらなるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、法第12条の規定に基づき、佐賀市いじめ防止基本方針（以下、「市基本方針」という。）を策定する。

2 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

- ・ すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず行うこと。
- ・ いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにすること。
- ・ いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することを第一義に、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行うこと。

Ⅱ いじめの防止等のための組織

市は、法が平成25年9月28日に施行されたことを受けて、市教育委員会が平成20年度から運営している学校問題解決サポート事業の組織機能をさらに充実させることで、同法に対応することとする。

学校問題解決サポート事業の目的は、学校だけでなく市教育委員会が関係機関や専門的分野と連携を図り、学校問題（問題行動・いじめ・不登校・体罰・トラブル等）の未然防止、対策、解決を図るためのものである。

いじめの防止等のために、法の規定に基づく以下に掲げる組織を市教育委員会又は学校が設置することとし、各組織の適切な運用及び連携の強化を図ることで、市基本方針に基づくいじめの防止等のための対策がより実効的なものとなるように努める。

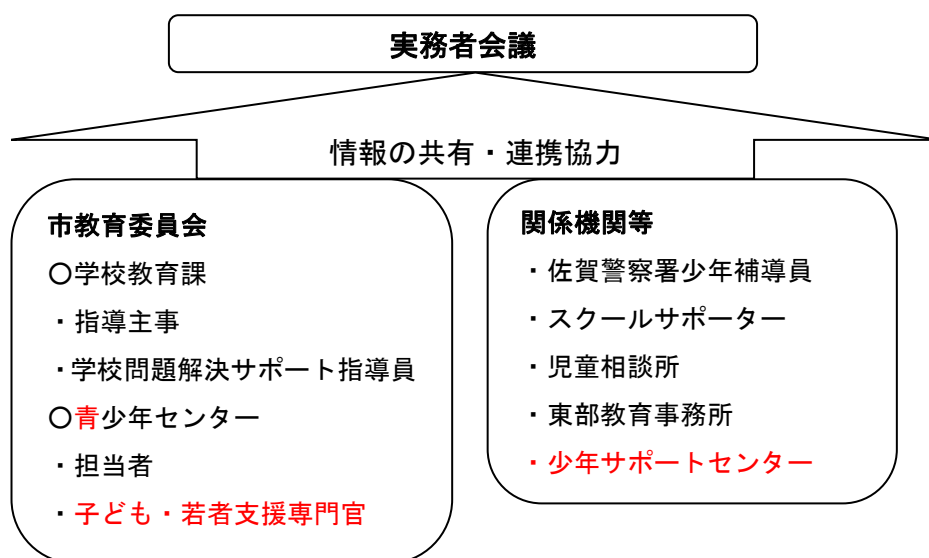
1 学校問題解決サポート事業実務者会議

市教育委員会は、いじめの防止等に関係する機関等の連携を図るため、市教育委員会（学校教育課、青少年センター）、警察、スクールサポーター、児童相談所、東部教育事務所等の関係機関の職員を委員とする学校問題解決サポート事業実務者会議（以下、「実務者会議」という。）を設置する。

実務者会議は、主に次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- ・ いじめの情報交換、未然防止、対策
- ・ 関係機関の連携強化 等

◎ 実務者会議のイメージ



2 学校問題解決サポート事業専門チーム

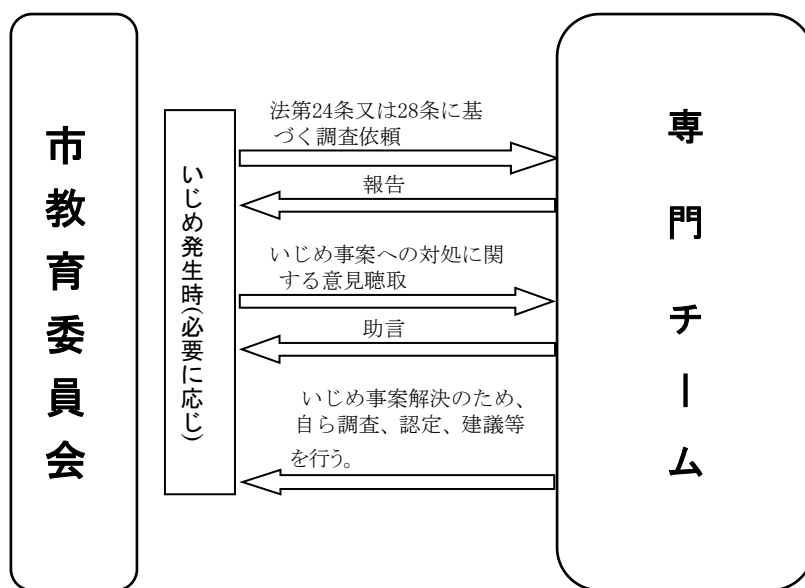
市教育委員会は、法第28条の規定に基づき、市立学校におけるいじめ問題に対応するための機関として、学校問題解決サポート事業専門チーム（以下、「専門チーム」という。）を設置する。

専門チームの委員は、公平性・中立性を確保するため、医師、弁護士、警察官、学識経験者等とする。

専門チームは、主に以下の内容を担うものとする。

- ・ 市教育委員会の依頼に応じ、市立学校における法第24条に規定する事案について調査を行う。
- ・ 市教育委員会の依頼に応じ、市立学校における法第28条第1項に規定する重大事態（以下、「重大事態」という。）について調査を行う。
- ・ 市立学校におけるいじめに関する通報、相談等を受け、事実関係の確認及び調査、いじめの認定、建議その他いじめ問題の解決に関する事務を行う。

◎専門チームのイメージ



3 いじめ防止対策委員会

市立学校は、学校の内外におけるいじめの防止等の措置を効果的に行うため、法第22条に規定するいじめ防止対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

委員会は、主に以下の内容を担うものとする。

- ・ 学校におけるいじめの防止等のための対策の充実に係る協議を行う。
- ・ 当該学校で発生したいじめについて、支援・指導体制及び対応方針を決定するとともに、いじめの解消及び再発防止に関する協議を行う。

なお、委員会のその他詳細については、各学校の設置要綱で定めるものとする。

Ⅲ いじめの防止等のための市の取組

1 学校の取組への指導・支援

学校は、児童生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、校長のリーダーシップのもと、学校が定めるいじめ防止基本方針に基づき、委員会を中心として、いじめの防止等の対策を推進するものとする。

市教育委員会は、いじめの防止等に向けた学校の主体的、組織的取組に対し、積極的に指導及び支援を行う。

(1) 学校いじめ防止基本方針

各学校は、法第13条の規定により、国基本方針、県及び市基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、自らの学校はいじめの防止等の取組を行う基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）として定め、市教育委員会は、各学校が全職員の共通理解のもと、学校基本方針に基づき、いじめ問題に対して意図的・計画的・組織的に対応できるよう、指導及び支援を行う。

学校基本方針の具体的な内容としては、13ページの別紙に掲げる骨子イメージが挙げられる。

(2) 教職員の研修等

① いじめへの対応力の向上を図る教職員研修の推進

いじめの防止等に向けた教職員の対応力の向上を図るため、県と連携して研究協議や演習等を取り入れた研修を実施する。

② いじめ問題の解決へ向けた資料等の活用

生徒指導主事研修会等において、教職員向けリーフレット「子どもたちのSOSが聞こえますか？」など、いじめの防止等に関する資料を紹介し、これらの資料の効果的な活用を図る。

(3) いじめの未然防止

「いじめは絶対に許されない」という認識を児童生徒が持つように学校教育全体を通じて指導する。

① 道徳教育・人権教育の改善・充実

生命を尊重する心や他者への思いやり、倫理観などの豊かな心を育み、**確かな人権感覚を身に付け、望ましい人間関係を構築**させるため、学校教育活動全体における位置付けを明確にした道徳教育及び人権教育の取組の改善・充実に努める。

② わかる授業づくり

児童生徒一人一人が達成感や充実感を持つように、わかる授業の実践に努める。

③ 児童生徒の自主的な取組への支援

毎学期の始業式に、児童会や生徒会を主体として、「いじめゼロ宣言」「いじめ0の約束」の唱和を行い、いじめ防止対策の意識の向上を図る。

また、児童生徒が自主的・自発的にいじめ問題を考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう学校の取組を促し、児童生徒の自主的な取組への支援を行う。

例えば、いじめ防止子ども会議等の取組を推進する。

④ いじめ・いのちを考える日の設定、取組

毎月1日を「いじめ・いのちを考える日」に設定して、いじめ防止に関する学習や活動を集中して取り組み、いじめの未然防止を推進する。

また、各学校の先進的な取組を紹介し、充実を図る。

- ・ 「いじめ・いのちを考える日」ののぼりを玄関や朝のあいさつ運動時に掲げ、児童生徒、教職員、保護者、地域の意識の向上を図る。
- ・ 講話、人権標語、人権作文、人権劇、人権教室、人権集会、平和集会、いじめ防止対策の話し合い等様々な取組を行い、意識の向上を図る。

⑤ 学級活動や学校行事等における「居場所づくり」「絆づくり」

児童生徒が安心できる環境を作り、児童生徒の自己有用感や自尊心

情を育む。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめの防止

教職員を対象に情報モラル教育に関する研修会を実施し、指導法の改善・充実を図るとともに、学校における児童生徒の状況に応じた情報モラル教育の充実に努め、インターネットを通じて行われるいじめの防止を図る。

(4) いじめの早期発見・早期対応

① 相談体制の拡充

ア 定期的な教育相談の実施

年間を通じた教育相談を行事計画の中に位置づける。

イ スクールカウンセラーによるカウンセリング

すべての小学校にスクールカウンセラーを配置し、県教育委員会がすべての中学校に配置するスクールカウンセラーと併せ、すべての児童生徒が心理等の専門的な知識を持つスクールカウンセラーによるカウンセリングを受けることができる体制を整備することにより、学校における相談機能を高める。

ウ スクールソーシャルワーカーの活用

心理、福祉等の専門的知見を有するスクールソーシャルワーカーを有効活用し、関係機関と連携した対応を行うことにより、学校におけるいじめ問題の解決を支援する。

エ 相談窓口の連携機能の充実

市教育委員会への相談、市教育相談テレホン、市子ども電話・メール相談の相談窓口を設置し、関係機関と連携を取りながら、深刻な事態に至る前に迅速かつ適切に対応する。

② 実態把握の改善

ア 毎月1回の生活アンケート調査の実施

イ 秘匿性を高めたアンケート調査の実施

各学校が行う上記アのアンケートに加え、回答する児童生徒の心情に配慮し、秘匿性を高めたアンケート調査（県教育委員会が定める様式により、厳封して提出又はICTを活用して配布・提出）を実施し、いじめのさらなる顕在化を図る。

なお、ICTを活用したアンケート調査を実施する場合は、個人情報保護の観点から情報セキュリティに十分留意するとともに、質問紙での実施を希望する児童生徒・保護者に配慮する。

ウ ネットパトロールの活用

すべての学校を対象に、児童生徒がネットいじめの被害者又は加害者になっていないかを監視するネットパトロール（県実施）を受けて、市教育委員会は県と連携して該当する学校に対して指導・支援を行う。

③ いじめに対する措置への指導・支援

各学校は、法第23条第2項の規定により、把握したいじめ及びいじめと疑われるものについて、市教育委員会へ速やかに報告し、報告を受けた市教育委員会は、いじめの状況及び解決へ向けた学校の取組状況等必要に応じ、対応の在り方等について指導・支援を行う。

(5) いじめの再発防止

① 「いじめの解消」の周知徹底

県教育委員会が定義している「いじめの解消」について、各学校への周知及び取組の徹底を図る。

※ 「いじめの解消」とは、

認知したいじめについて、被害児童生徒へのケアや加害児童生徒への指導など、学校による適切な措置が行われた後、双方の保護者も交えた謝罪の場を設けるなど、一定の解決が図られた後、**3か月以上**その後の観察や面談などを行い、通常の生活に戻ったと判断できる状態

② いじめ問題における学校評価の運用

いじめの有無や発生件数など結果のみを評価するのではなく、児童生徒に対する日頃の理解、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取組、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、**いじめに対する組織的な取組、いじめの再発防止等、いじめ問題への適切な対処につながる学校評価を行うよう、指導・助言を行う。**

2 警察との連携

市教育委員会は、次に掲げる取組を行うことにより、警察との連携を図る。

(1) 学校問題解決サポート事業

- ①実務者会議：いじめ問題の情報交換、未然防止、対策について協議する。
- ②専門チーム：いじめ問題及びその重大事態に対応する。

(2) スクールサポーターの配置

警察官OBのスクールサポーターを中学校を中心に常駐・巡回させ、気になる児童生徒や配慮を要する児童生徒について、小中学校の指導・支援を行う。さらに学校問題発生時の緊急対応や、警察との連携の支援を行う。

3 家庭・地域の取組への支援

市は、より多くの大人が一人でも多くの児童生徒の悩みや相談を受け止め、いじめの防止等につなげられるよう、次に掲げる取組を行うことにより、家庭・地域の取組を支援する。

(1) 相談窓口等の周知

児童生徒や保護者が悩みを相談できるよう、県教育委員会が実施する学校いじめホットラインや心のテレホン（365日24時間対応）などの相談窓口や教育センターにおける相談事業、市教育委員会が実施する市教育相談テレホン、市子ども電話・メール相談等の周知を図る。

(2) 情報モラルの啓発

情報モラルに関する研修会を実施し、各学校で保護者に向けた携帯電話・スマートフォン及びインターネットの利用に関する情報モラルの啓発活動に努める。

(3) いじめ問題の理解を深めるための広報啓発

広報紙やポスター、パンフレット「いじめをなくそうみんなの力で」等を通じて、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性など、いじめ問題の理解を深めるための保護者・地域への広報啓発活動に努める。

(4) 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築

社会全体で子どもを見守り、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、PTAや学校運営協議会、放課後児童クラブ、地域の青少年育成団体など、学校・家庭・地域が組織的に連携・協働する体制づくりを促す。

(5) 子どもへのまなざし運動の推進

子どもの健やかな成長のために、佐賀市市民総参加子ども育成運動「子どもへのまなざし運動」の推進に努める。

(6) 家庭・地域の学校運営への参画

保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度の導入、学校評議員や地域学校協働本部等の整備により、学校・家庭・地域が課題を共有し、当事者意識のもと、地域ぐるみでいじめ問題に取り組む仕組みづくりを促す。

4 県教育委員会との連携

市教育委員会は、県教育委員会との積極的な連携を図り、いじめの防止等のための学校の取組に対して指導・助言等を行うことにより、市全体のいじめの防止等のさらなる充実に努める。

IV 重大事態への対処

1 市教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の発生及び調査

① 重大事態の報告

市立学校において重大事態又は重大事態と疑われる事態が発生した場合又は被害児童生徒や保護者から重大事態の申し立てがあった場合は、学校は直ちに市教育委員会・県教育委員会に報告し、報告を受けた市教育委員会は市長に報告する。

② 調査の趣旨

重大事態の調査は、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行うものとする。

③ 調査主体

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会・県教育委員会に報告し、市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

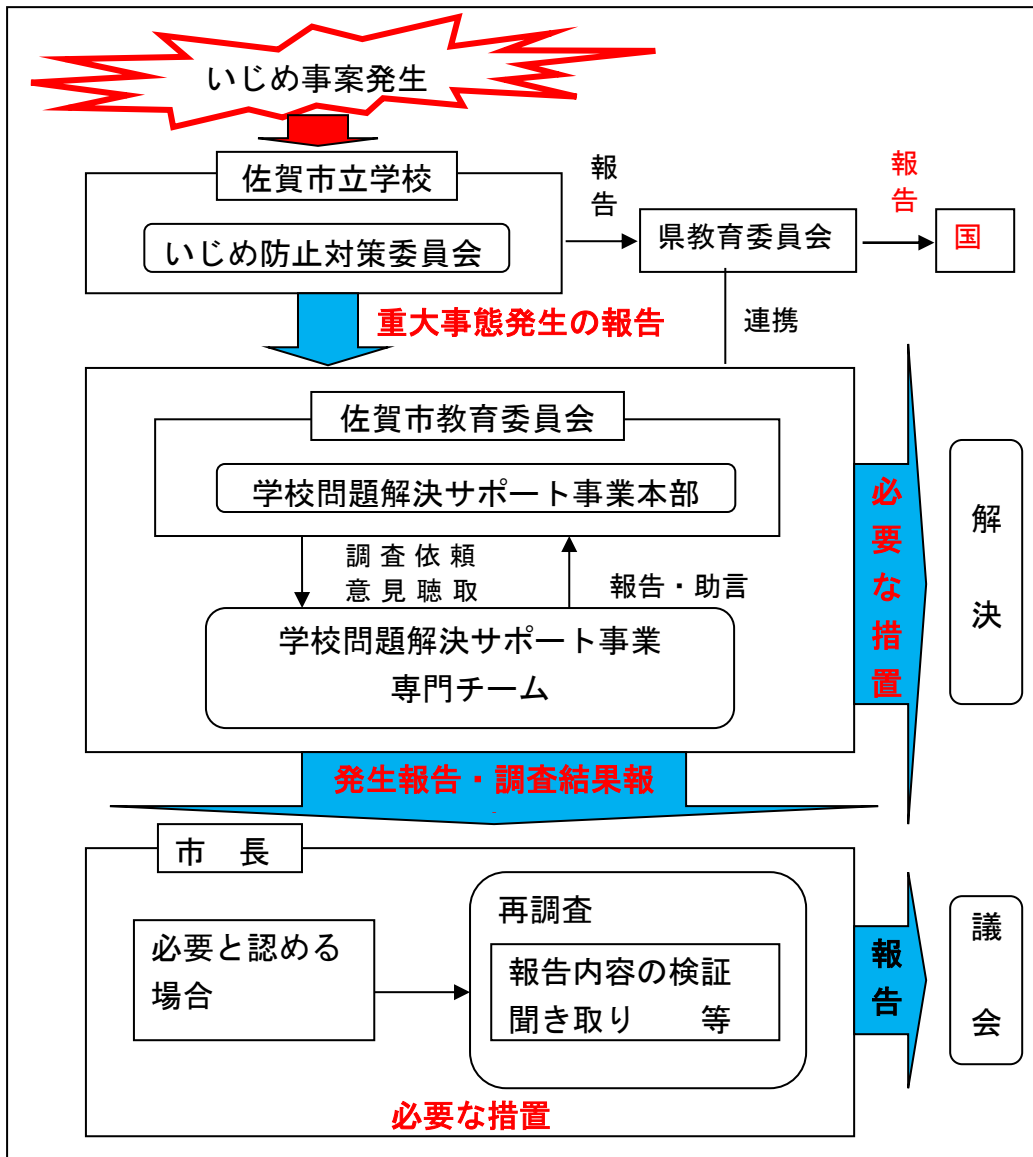
この場合、学校主体の調査では十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市教育委員会において調査する。

④ 調査の実施

学校が調査を行う主体となる場合は、委員会が事実確認及び調査を行う。市教育委員会は、必要に応じて指導・支援を行う。

市教育委員会が調査を行う主体となる場合は、学校問題解決サポート事業本部（以下、「事業本部」という。）を設置し、事業本部が事実確認を行った後、専門チームに依頼し、専門チームが調査を行うものとする。

◎ 重大事態への対処イメージ



⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査主体は、調査に際して重大事態に至る要因となったいじめについて、児童生徒の人間関係や学校の対応も含めた事実関係を、漏らすことなく客観的に明らかにする。

この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

なお、調査をする際には、いじめられた児童生徒や保護者の置かれた状況を配慮した上で、その事情や心情を十分に聴取するよう留意す

るものとする。

特に、児童生徒が自殺をした場合の調査は、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し再発防止策に資する観点から、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うものとする。

また、情報発信・報道対応については、児童生徒のプライバシーに配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行うものとする。

2 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

市教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、次に掲げる事項に留意して、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

- ・ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ・ いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・ 質問紙による調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることから、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、調査経過の報告など、適時・適切な方法で情報の提供を行う。

なお、学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報の提供内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(2) 調査結果の報告等

学校又は専門チームは、調査結果を市教育委員会に報告し、報告を受けた市教育委員会は、速やかに、市長に報告する。

なお、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の意見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

3 調査結果の報告を受けた市長による再調査

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、重大事態に係る調査結果についての調査（以下、「再調査」という。）を行うことができる。

再調査を行うに当たっては、市長部局内に「調査チーム」を置き、必要

に応じて、いじめ問題に対して専門的な知識及び経験を有する第三者から意見等を聴取するなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

また、市長は、市教育委員会又は学校による調査同様、再調査についても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で調査結果等を説明する。

4 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、市長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。

V 施策等の点検・評価及び基本方針の見直し

1 施策等の点検・評価

市は、いじめの防止等に係る対策を効果的かつ着実に実施していくために、取組状況を客観的に点検・評価等するためのPDCAサイクルを確立し、施策や取組状況について、点検・評価を行う。

2 基本方針の見直し

市は、市基本方針の策定から3年の経過を目途とし、点検・評価の結果を踏まえ、法の施行状況、国基本方針及び県基本方針の動向等を勘案し、必要に応じて市基本方針の見直しを行う。

別紙

佐賀市立〇〇学校いじめ防止基本方針：骨子イメージ

1 策定の意義

- ・ 学校基本方針を策定する意義、考え方等を記載する

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ・ いじめの定義、いじめの防止等、基本的な考え方を記載する

3 いじめの防止等のための指導体制・組織

- ・ いじめの未然防止、いじめ発生時の対応に関する校内の役割分担や組織について記載する

4 いじめの未然防止の取組

- ・ いじめの未然防止につながる教育活動や日常の指導体制等を記載する

5 いじめの早期発見の取組

- ・ 早期発見のための定期的な調査（アンケート調査）、学校の相談窓口、相談体制その他の学校の早期発見の取組等を記載する

6 いじめ事案への対応

- (1) いじめ発生時の対応
- (2) 重大事態への対応

- ・ いじめの覚知から認知、被害児童生徒や加害児童生徒への対応、保護者への対応、関係機関との連携等いじめが発生したときから解消するまでの対応を記載する

7 いじめの再発防止の取組

- ・ いじめの再発防止のための取組等を記載する

8 職員研修

- ・ 校内研修等について記載する

9 取組体制の点検及び評価について

- ・ いじめ問題に関する点検項目、学校評価の活用等について記載する